



「調停手続相談」開催のお知らせ



「調停」とは

裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、

話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

調停手続では、一般市民から選ばれた調停委員が、裁判官とともに紛争の解決にあたるため、裁判所の手続に一般市民の良識を反映し、柔軟で円満な解決を図ることができます。

「調停手続相談」では

- お金や土地・建物のトラブルなどの民事上の紛争
(民事調停)
- 夫婦間の問題や遺産の分割などの家庭内の問題
(家事調停)

について、調停委員が調停手続の利用に関する相談に応じます。

ご利用にあたって

相談は無料で、秘密は厳守されます。 事前の予約は不要です。

※ 調停手続相談では、現に訴訟や調停になっている事件の相談や法律的な判断を求めるような相談はできませんのでご注意ください。

山口県内では、下記の日程で開催されますので、どうぞお気軽にご利用ください。

記

【山口地区】

日時 令和8年10月17日(土) 午前10時から午後3時まで

場所 山口市吉敷下東三丁目1番1号 山口県総合保健会館

山口県健康づくりセンター 第2研修室、第3研修室

主催 公益財団法人日本調停協会連合会・山口調停協会連合会・山口調停協会

【下関地区】

日時 令和8年10月24日(土) 午前10時から午後3時まで

場所 下関市細江町三丁目1番1号 下関市生涯学習プラザ 会議室1, 会議室2

主催 公益財団法人日本調停協会連合会・山口調停協会連合会・下関調停協会

(お問合せ先)

山口地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

電話番号(083)922-9135(平日の午前8時30分から午後5時まで)

※調停手続相談に関する問合せである旨、お伝えください。